

大洲地区広域消防事務組合職員の懲戒処分について

大洲地区広域消防事務組合 内子消防署に勤務する40歳代の男性職員によるハラスメント行為が明らかになり、5月20日付けで懲戒処分を行いました。

事案の概要

平成31年3月、別の部署に勤務する50歳代の男性職員に対して、上司との人間関係を侮辱する内容の発言を行い、同職員に精神的な苦痛を与えました。また、令和4年3月から9月までの間、同職員に関する事実と異なる内容の情報を多数の職員に吹聴し、同職員の名誉を毀損するハラスメント行為を行いました。

処分内容

- ・ 本人 減給10分の1 1月
- ・ 消防長(管理監督者責任) . . . 組合長注意

— 消防長コメント —

このたび、当組合内においてハラスメント事案が発生し、住民の皆様、関係者には消防行政に対する信用を損ねることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

また、被害を受けた職員に対し、多大なる苦痛を与えましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

住民の安全・安心を守る消防職員が、同僚に精神的な苦痛を与える行為は許されるものではないと重く受け止めており、改めて職員の服務規律の確保とハラスメント防止を徹底し、全職員が一丸となって信頼回復に努めてまいります。

◎ 問い合わせ先

大洲地区広域消防事務組合

消防本部総務課 《 TEL 0893-24-2666 直通 》